

令和 7 年 3 月 3 日

令和 7 年網走市議会第 1 回定例会 議案

令和7年網走市議会第1回定例会 議案

番号	議案番号	件名	名
1	議案第1号	令和7年度網走市一般会計予算	別冊
2	議案第2号	令和7年度網走市市有財産整備特別会計予算	
3	議案第3号	令和7年度網走市国民健康保険特別会計予算	
4	議案第4号	令和7年度網走市網走港整備特別会計予算	
5	議案第5号	令和7年度網走市能取漁港整備特別会計予算	
6	議案第6号	令和7年度網走市介護保険特別会計予算	
7	議案第7号	令和7年度網走市後期高齢者医療特別会計予算	
8	議案第8号	令和7年度網走市水道事業会計予算	別冊
9	議案第9号	令和7年度網走市簡易水道事業会計予算	
10	議案第10号	令和7年度網走市下水道事業会計予算	
11	議案第11号	網走市手数料条例の一部を改正する条例制定について	
12	議案第12号	網走市介護保険事業計画推進会議設置条例制定について	
13	議案第13号	網走市附属機関条例及び報酬職員給与条例の一部を改正する条例制定について	
14	議案第14号	令和6年度網走市一般会計補正予算	
15	議案第15号	令和6年度網走市国民健康保険特別会計補正予算	
16	議案第16号	令和6年度網走市網走港整備特別会計補正予算	
17	議案第17号	令和6年度網走市介護保険特別会計補正予算	
18	議案第18号	令和6年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算	
19	議案第19号	令和6年度網走市水道事業会計補正予算	
20	議案第20号	令和6年度網走市簡易水道事業会計補正予算	

番号	議案番号	件名
21	議案第21号	令和6年度網走市下水道事業会計補正予算
22	議案第22号	網走市職員の任免及び服務に関する条例等の一部を改正する条例制定について
23	議案第23号	網走市職員旅費支給条例の一部を改正する条例制定について
24	議案第24号	網走市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例制定について
25	議案第25号	網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第 11 号

網走市手数料条例の一部を改正する条例制定について

網走市手数料条例の一部を改正する条例次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市手数料条例の一部を改正する条例

網走市手数料条例（平成 12 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第3（第2条関係）から別表第6（第2条関係）までを次のように改める。

別表第3（第2条関係）

建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく事務についての手数料

※確認の特例：建築基準法施行令第10条第1号、第3号及び第4号に掲げる建築物であることをいう。

事項			金額
建築物に関する確認申請手数料	床面積の合計が30㎡以内のもの	特例なし	16,000円
		特例あり	14,000円
	床面積の合計が30㎡を超え100㎡以内のもの	特例なし	25,000円
		特例あり	21,000円
	床面積の合計が100㎡を超え200㎡以内のもの	特例なし	38,000円
		特例あり	32,000円
工作物に関する確認申請手数料	床面積の合計が200㎡を超え300㎡以内のもの	-	51,000円
	工作物を築造する場合（次に掲げる場合を除く。）		17,000円
	市の確認を受けた計画に記載された工作物を変更する場合		12,000円
	市以外の確認を受けた計画に記載された工作物を変更する場合		18,000円
建築物に関する完了検査申請手数料	床面積の合計が30㎡以内のもの	特例なし	20,000円
		特例あり	15,000円
	床面積の合計が30㎡を超え100㎡以内のもの	特例なし	24,000円
		特例あり	18,000円
	床面積の合計が100㎡を超え200㎡以内のもの	特例なし	32,000円
		特例あり	22,000円
工作物に関する完了検査申請手数料	床面積の合計が200㎡を超え300㎡以内のもの	-	42,000円
	① ②、③以外の場合		14,000円
	② 市の確認を受けていない工作物の計画に記載された工作物又は市の確認を受けた工作物を変更したことがある当該工作物の場合		20,000円
	③ 工作物の計画の変更により、市の確認を受けた工作物の計画に記載された工作物を変更したことがある当該工作物の場合		15,000円

省エネ審査（使用基準）加算手数料	一戸建ての住宅	7,500円
	共同住宅	30,000円
仮設建築物建築許可申請手数料		130,000円
総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が2	94,400円
	建築物の数が3以上	94,400円に2を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算した額
既存建築物を前提とした総合的設計による特例認定申請手数料	建築物（既存建築物を除く。）の数が1	94,400円
	建築物（既存建築物を除く。）の数が2以上	94,400円に1を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算した額
同一敷地内建築物以外の建築認定申請手数料	建築物（同一敷地内建築物を除く。）の数が1	94,400円
	建築物（同一敷地内建築物を除く。）の数が2以上	94,400円に1を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算した額
複数建築物の認定の取消し申請手数料		16,200円に現に存する建築物の数に13,500円を乗じて得た額を加算した額
道路位置指定申請手数料		74,600円

備考

床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物の新築、増築又は改築の場合 当該新築、増築又は改築に係る部分の床面積
- (2) 建築物の移転の場合 当該移転に係る部分の床面積の2分の1
- (3) 確認を受けた建築物の計画変更による建築の場合（完了検査の場合を除く。） 当該計画変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

別表第4（第2条関係）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づく事務についての手数料

事項			金額
長期優良住宅建築等計画認定審査申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項に係る認定申請手数料（当該申請が住宅の新築に係るものである場合）	住宅の戸数が1戸のものに係る申請のうち、確認書等に係る技術審査をうけたもの	1棟につき 19,000円
		住宅の戸数が2戸以上5戸以内のものに係る申請のうち、確認書等に係る技術審査をうけたもの	1棟につき 31,000円
		住宅の戸数が6戸以上のものに係る申請のうち、確認書等に係る技術審査をうけたもの	1棟につき 48,000円
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項に係る認定申請手数料（当該申請が住宅の増築又は改築、既存住宅に係るものである場合）	住宅の戸数が1戸のものに係る申請のうち、確認書等に係る技術審査をうけたもの	1棟につき 26,000円
		住宅の戸数が2戸以上5戸以内のものに係る申請のうち、確認書等に係る技術審査をうけたもの	1棟につき 44,000円
		住宅の戸数が6戸以上のものに係る申請のうち、確認書等に係る技術審査をうけたもの	1棟につき 69,000円
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項に係る変更認定申請手数料（当該申請が住宅の新築に係るものである場合）	住宅の戸数が1戸のものに係る申請のうち、確認書等に係る技術審査をうけたもの又は長期使用構造等の変更がない場合	1棟につき 15,000円
		住宅の戸数が2戸以上5戸以内のものに係る申請のうち、確認書等に係る技術審査をうけたもの又は長期使用構造等の変更がない場合	1棟につき 24,000円

		住宅の戸数が6戸以上のものに係る申請のうち、確認書等に係る技術審査をうけたもの又は長期使用構造等の変更がない場合	1棟につき 38,000円
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項に係る変更認定申請手数料	住宅の戸数が1戸のものに係る申請のうち、確認書等に係る技術審査をうけたもの又は長期使用構造等の変更がない場合		1棟につき 20,000円
(当該申請が住宅の増築又は改築、既存住宅に係るものである場合)	住宅の戸数が2戸以上5戸以内のものに係る申請のうち、確認書等に係る技術審査をうけたもの又は長期使用構造等の変更がない場合		1棟につき 34,000円
	住宅の戸数が6戸以上のものに係る申請のうち、確認書等に係る技術審査をうけたもの又は長期使用構造等の変更がない場合		1棟につき 55,000円
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項に係る変更認定申請手数料	工事着手予定時期、工事完了予定時期、譲受人決定予定時期の変更		1戸につき 1,000円
法第9条第1項、第3項に係る変更認定申請手数料	譲受人・管理者等決定		1戸につき 1,800円
法第10条に係る承認申請手数料	地位の承継		1戸につき 1,800円

備考

- 1 確認書等とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項又は第4項に規定する長期仕様構造等であるかどうかの確認を受けた場合に、申請者から提出するもの。
- 2 2戸以上のものは、1戸につき、上記に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ上記に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る（変更）認定申請の総数で除して得た額とする。ただし、この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。
- 3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この表に規定する金額に別表第3の規定により算定した金額を加算した金額とする。

別表第5（第2条関係）

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく事務についての手数料

		事項		金額
申請用途		評価方法	申請対象部分	
低炭素建築物新築等計画認定審査申請手数料	ア 一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	(ア) (イ) 以外の場合	- 住宅の戸数が1戸のもの	44,000円
			- 住宅の戸数が1戸のものに係る申請のうち、技術的審査機関による認定に係る技術審査をうけたもの	9,100円
		(イ) 仕様基準の場合	- 住宅の戸数が1戸のもの	25,200円
			- 住宅の戸数が1戸のものに係る申請のうち、技術的審査機関による認定に係る技術審査をうけたもの	9,100円
	イ 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	ウ 以外の場合	(ア) 住宅部分の戸数	住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 85,200円
				住宅の戸数が2戸以上5戸以内のものに係る申請のうち、技術的審査機関による認定に係る技術審査をうけたもの 14,700円
				住宅の戸数が6戸以上のもの 118,000円
				住宅の戸数が6戸以上のものに係る申請のうち、技術的審査機関による認定に係る技術審査をうけたもの 22,600円
			(イ) 住戸以外の床面積の合計	共用部分の面積が300㎡以内のもの 129,000円
				共用部分の面積が300㎡以内のものに係る申請のうち、技術的審査機関による認定に係る技術審査をうけたもの 14,700円

ウ 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	仕様基準の場合	(ア) 住宅部分の戸数	住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの	44,700円	
			住宅の戸数が2戸以上5戸以内のものに係る申請のうち、技術的審査機関による認定に係る技術審査をうけたもの	14,700円	
			住宅の戸数が6戸以上のもの	62,900円	
			住宅の戸数が6戸以上のものに係る申請のうち、技術的審査機関による認定に係る技術審査をうけたもの	22,600円	
		(イ) 住戸以外の床面積の合計	共用部分の面積が300㎡以内のもの	60,600円	
			共用部分の面積が300㎡以内のものに係る申請のうち、技術的審査機関による認定に係る技術審査をうけたもの	14,700円	
エ 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合	(ア) (イ)以外の場合	非住宅部分の床面積の合計	延べ床面積が300㎡を超えるもの	228,000円	
			延べ床面積が300㎡を超えるものに係る申請のうち、技術的審査機関による認定に係る技術審査をうけたもの	35,000円	
	(イ) モデル建物法の場合	非住宅部分の床面積の合計	延べ床面積が300㎡を超えるもの	118,000円	
			延べ床面積が300㎡を超えるものに係る申請のうち、技術的審査機関による認定に係る技術審査をうけたもの	35,000円	
1 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の認定を申請する場合は、ア及びエに規定する金額を合計した金額とする。					
2 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の認定を申請する場合は、イ及びエ又はウ及びエに規定する金額を合計した金額とする。					
3 低炭素法第54条第2項の規定による申出をする場合は、この規定により算定した金額に、建築物確認申請等手数料の金額（申請建築物に係る手数料の金額に限る。）を加算した金額とする。					
※共同住宅等又は複合建築物の場合は、（ア）の金額に（イ）に規定する金額を加えた金額とする。（住戸以外の部分を有しない建築物の場合は（ア）に定める金額とする。）					
事項				金額	
低炭素建築物新築等計画変更認定審査申請手数料	申請用途	評価方法	申請対象部分		
	ア 着工予定及び完了予定時期のみ変更の場合	1棟につき	-		
	イ 一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	(ア) (イ)以外の場合	-	住宅の戸数が1戸のもの	26,600円
			-	住宅の戸数が1戸のものに係る申請のうち、技術的審査機関による認定に係る技術審査をうけたもの	9,100円
		(イ) 仕様基準の場合	-	住宅の戸数が1戸のもの	16,800円
			-	住宅の戸数が1戸のものに係る申請のうち、技術的審査機関による認定に係る技術審査をうけたもの	9,100円
	ウ 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	エ以外の場合	(ア) 住宅部分の戸数	住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの	49,900円
				住宅の戸数が2戸以上5戸以内のものに係る申請のうち、技術的審査機関による認定に係る技術審査をうけたもの	14,700円
				住宅の戸数が6戸以上のもの	70,500円
				住宅の戸数が6戸以上のものに係る申請のうち、技術的審査機関による認定に係る技術審査をうけたもの	22,600円
			(イ) 住戸以外の床面積の合計	共用部分の面積が300㎡以内のもの	70,500円
				共用部分の面積が300㎡以内のものに係る申請のうち、技術的審査機関による認定に係る技術審査をうけたもの	14,700円
	エ 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	仕様基準の場合	(ア) 住宅部分の戸数	住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの	29,300円
				住宅の戸数が2戸以上5戸以内のものに係る申請のうち、技術的審査機関による認定に係る技術審査をうけたもの	14,700円

	定を申請する場合			住宅の戸数が6戸以上のもの	42,400円
				住宅の戸数が6戸以上のものに係る申請のうち、技術的審査機関による認定に係る技術審査をうけたもの	22,600円
				(イ) 住戸以外の床面積の合計	35,700円
				共用部分の面積が300㎡以内のものに係る申請のうち、技術的審査機関による認定に係る技術審査をうけたもの	14,700円
オ	住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合	(ア) (イ)以外の場合	非住宅部分の床面積の合計	延べ床面積が300㎡を超えるもの	152,000円
				延べ床面積が300㎡を超えるものに係る申請のうち、技術的審査機関による認定に係る技術審査をうけたもの	14,700円
		(イ) モデル建物法の場合	非住宅部分の床面積の合計	延べ床面積が300㎡を超えるもの	66,900円
				延べ床面積が300㎡を超えるものに係る申請のうち、技術的審査機関による認定に係る技術審査をうけたもの	14,700円

1 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の認定を申請する場合は、ア及びエに規定する金額を合計した金額とする。

2 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の認定を申請する場合は、イ及びエ又はウ及びエに規定する金額を合計した金額とする。

3 低炭素法第54条第2項の規定による申出をする場合は、この規定により算定した金額に、建築物確認申請等手数料の金額（申請建築物に係る手数料の金額に限る。）を加算した金額とする。

※共同住宅等又は複合建築物の場合は、（ア）の金額に（イ）に規定する金額を加えた金額とする。（住戸以外の部分を有しない建築物の場合は（ア）に定める金額とする。）

別表第6（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく事務についての手数料

事項				金額
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	申請用途	評価方法	申請対象部分	
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	ア 一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	(ア) (イ)・(ウ)以外の場合	住宅部分の床面積の合計が200㎡以内のもの	40,400円
			住宅部分の床面積の合計が200㎡以内のものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	7,000円
			戸数が1戸かつ床面積の合計が200㎡を超えるもの	44,900円
			戸数が1戸かつ床面積の合計が200㎡を超えるものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	7,000円
		(イ) 仕様・計算併用法の場合	住宅部分の床面積の合計が200㎡以内のもの	30,600円
			住宅部分の床面積の合計が200㎡以内のものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	7,000円
			戸数が1戸かつ床面積の合計が200㎡を超えるもの	33,700円
			戸数が1戸かつ床面積の合計が200㎡を超えるものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	7,000円
		(ウ) 仕様基準の場合	住宅部分の床面積の合計が200㎡以内のもの	21,600円
			住宅部分の床面積の合計が200㎡以内のものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	7,000円
			戸数が1戸かつ床面積の合計が200㎡を超えるもの	23,200円
			戸数が1戸かつ床面積の合計が200㎡を超えるものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	7,000円
	イ 共同住宅又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	ウ・エ以外の場合	(ア) 住宅部分の戸数が2戸以上4戸以内のもの	79,700円
			(ア) 住宅部分の戸数が2戸以上4戸以内のものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	12,200円
			(ア) 住宅部分の戸数が5戸以上のもの	131,000円
			(ア) 住宅部分の戸数が5戸以内のものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	24,200円
			(イ) 住宅以外の床面積の合計が0㎡～300㎡以内のもの	79,700円
			(イ) 住宅以外の床面積の合計が0㎡～300㎡以内のものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	12,200円

ウ 共同住宅又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	仕様・計算併用法の場合	(ア) 住宅部分の戸数が2戸以上4戸以内のもの	59,400円		
		(ア) 住宅部分の戸数が2戸以上4戸以内のものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	12,200円		
		(ア) 住宅部分の戸数が5戸以上のもの	98,800円		
		(ア) 住宅部分の戸数が5戸以内のものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	24,200円		
		(イ) 住宅以外の床面積の合計が0㎡～300㎡以内のもの	59,400円		
		(イ) 住宅以外の床面積の合計が0㎡～300㎡以内のものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	12,200円		
		エ 共同住宅又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	仕様基準の場合	(ア) 住宅部分の戸数が2戸以上4戸以内のもの	39,200円
				(ア) 住宅部分の戸数が2戸以上4戸以内のものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	12,200円
				(ア) 住宅部分の戸数が5戸以上のもの	66,500円
				(ア) 住宅部分の戸数が5戸以内のものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	24,200円
		(イ) 住宅以外の床面積の合計が0㎡～300㎡以内のもの	39,200円		
		(イ) 住宅以外の床面積の合計が0㎡～300㎡以内のものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	12,200円		
		オ 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合	(ア) 標準入力法の場合	非住宅部分の床面積の合計が0㎡～300㎡以内のもの	259,000円
				非住宅部分の床面積の合計が0㎡～300㎡以内のものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	12,200円
(イ) モデル建物法の場合	非住宅部分の床面積の合計が0㎡～300㎡以内のもの		100,000円		
	非住宅部分の床面積の合計が0㎡～300㎡以内のものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの		12,200円		
備考					
1 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の認定を申請する場合は、ア及びオに規定する金額を合計した金額とする。					
2 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の認定を申請する場合は、イ及びオ、ウ及びオ又はエ及びオに規定する金額を合計した金額とする。					
3 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合は、同項に規定する申請建築物及び同条第3項に規定する他の建築物のそれぞれについて、この規定により算定した金額を合計した金額とする。					
4 建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をする場合は、この規定により算定した金額に、建築物確認申請等手数料の金額（申請建築物に係る手数料の金額に限る。）を加算した金額とする。					
※共同住宅等又は複合建築物の場合は、評価方法別に規定する（ア）の金額に（イ）に規定する金額を加えた金額とする。（住戸以外の部分を有しない建築物の場合は（ア）に定める金額とする。）					
事項					
金額					
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	申請用途	評価方法	申請対象部分		
	ア 着工予定時期及び完了予定時期のみ変更の場合		1棟につき	1,000円	
	イ 一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	(ア) 仕様・計算併用法の場合	(ア) 住宅部分の床面積の合計が200㎡以内のもの	23,800円	
			(イ)・(ウ) 住宅部分の床面積の合計が200㎡以内のものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	7,000円	
			戸数が1戸かつ床面積の合計が200㎡を超えるもの	26,000円	
			戸数が1戸かつ床面積の合計が200㎡を超えるものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	7,000円	
		(イ) 仕様・計算併用法の場合	住宅部分の床面積の合計が200㎡以内のもの	19,000円	
			住宅部分の床面積の合計が200㎡以内のものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	7,000円	
			戸数が1戸かつ床面積の合計が200㎡を超えるもの	20,600円	
			戸数が1戸かつ床面積の合計が200㎡を超えるものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	7,000円	
		(ウ) 仕様基準の場合	住宅部分の床面積の合計が200㎡以内のもの	14,000円	
			住宅部分の床面積の合計が200㎡以内のものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	7,000円	
			戸数が1戸かつ床面積の合計が200㎡を超えるもの	14,800円	
			戸数が1戸かつ床面積の合計が200㎡を超えるものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	7,000円	

ウ 共同住宅又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	エ・オ以外の場合	(ア) 住宅部分の戸数が2戸以上4戸以内のもの	46,000円
		(ア) 住宅部分の戸数が2戸以上4戸以内のものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	12,200円
		(ア) 住宅部分の戸数が5戸以上のもの	78,100円
		(ア) 住宅部分の戸数が5戸以内のものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	24,200円
		(イ) 住宅以外の床面積の合計が0㎡～300㎡以内のもの	46,000円
		(イ) 住宅以外の床面積の合計が0㎡～300㎡以内のものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	12,200円
エ 共同住宅又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	仕様・計算併用法の場合	(ア) 住宅部分の戸数が2戸以上4戸以内のもの	36,200円
		(ア) 住宅部分の戸数が2戸以上4戸以内のものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	12,200円
		(ア) 住宅部分の戸数が5戸以上のもの	62,400円
		(ア) 住宅部分の戸数が5戸以内のものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	24,200円
		(イ) 住宅以外の床面積の合計が0㎡～300㎡以内のもの	36,200円
		(イ) 住宅以外の床面積の合計が0㎡～300㎡以内のものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	12,200円
オ 共同住宅又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	仕様基準の場合	(ア) 住宅部分の戸数が2戸以上4戸以内のもの	25,400円
		(ア) 住宅部分の戸数が2戸以上4戸以内のものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	12,200円
		(ア) 住宅部分の戸数が5戸以上のもの	45,100円
		(ア) 住宅部分の戸数が5戸以内のものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	24,200円
		(イ) 住宅以外の床面積の合計が0㎡～300㎡以内のもの	25,400円
		(イ) 住宅以外の床面積の合計が0㎡～300㎡以内のものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	12,200円
カ 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合	(ア) 標準入力法の場合	非住宅部分の床面積の合計が0㎡～300㎡以内のもの	135,000円
		非住宅部分の床面積の合計が0㎡～300㎡以内のものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	12,200円
	(イ) モデル建物法の場合	非住宅部分の床面積の合計が0㎡～300㎡以内のもの	56,200円
		非住宅部分の床面積の合計が0㎡～300㎡以内のものに係る申請のうち、評価機関審査をうけたもの	12,200円
備考			
1 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の認定を申請する場合は、ア及びオに規定する金額を合計した金額とする。			
2 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の認定を申請する場合は、イ及びオ、ウ及びオ又はエ及びオに規定する金額を合計した金額とする。			
3 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合は、同項に規定する申請建築物及び同条第3項に規定する他の建築物のそれぞれについて、この規定により算定した金額を合計した金額とする。			
4 建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をする場合は、この規定により算定した金額に、建築物確認申請等手数料の金額（申請建築物に係る手数料の金額に限る。）を加算した金額とする。			
※共同住宅等又は複合建築物の場合は、評価方法別に規定する（ア）の金額に（イ）に規定する金額を加えた金額とする。（住戸以外の部分を有しない建築物の場合は（ア）に定める金額とする。）			
※認定計画に新たな建築物を他の建築物として記載して変更認定を申請する場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請（摘要欄ウ及びエを除く。）の規定により算定した金額とする。			

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 12 号

網走市介護保険事業計画推進会議設置条例制定について

網走市介護保険事業計画推進会議設置条例を次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市介護保険事業計画推進会議設置条例

(設置)

第 1 条 網走市における高齢者の保健福祉の増進と介護保険事業の円滑な実施を確保するため、広く市民の意見を反映させることを目的として、網走市介護保険事業計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 網走市の介護保険事業計画の策定及び進捗管理に関する事項
- (2) 網走市の高齢者保健福祉計画の策定及び進捗管理に関する事項
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 被保険者

3 前項第 4 号の者については、別に定めるところにより公募する。

4 委員の任期は、3 年とする。ただし、欠員が生じた場合における後任者は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 推進会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 副会長は、会長の指名により選出する。

4 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 推進会議は、必要に応じ有識者から意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、介護福祉課において行う。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 13 号

網走市附属機関条例及び報酬職員給与条例の一部を改正する条例 制定について

網走市附属機関条例及び報酬職員給与条例の一部を改正する条例を
次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市附属機関条例及び報酬職員給与条例の一部を改正する条例

(網走市附属機関条例の一部改正)

第 1 条 網走市附属機関条例（平成 12 年条例 24 号）の一部を次のように改正する。

別表（第1条～第3条、第13条関係）市長の部網走市空家等対策協議会の項の次に次の1項を加える。

網走市介護保険事業計画 推進会議	・網走市介護保険事業計画の策定 及び進捗管理に関する事項 ・網走市高齢者保健福祉計画の策 定及び進捗管理に関する事項	・保健医療関係者 ・福祉関係者 ・学識経験者 ・被保険者を代表する者	20 人 以内
---------------------	---	---	------------

(報酬職員給与条例の一部改正)

第2条 報酬職員給与条例（昭和22年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表（第1条、第3条、第4条関係）8の項中「、民生委員推薦会、子ども・子育て会議、」を「、民生委員推薦会、介護保険事業計画推進会議、子ども・子育て会議、」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 14 号

令和 6 年度網走市一般会計補正予算

令和 6 年度網走市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 25,839 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,431,176 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
12.地 方 交 付 税		6,920,137	39,731	6,959,868
	1.地 方 交 付 税	6,920,137	39,731	6,959,868
14.分 担 金 及 び 負 担 金		286,609	△74,768	211,841
	2.負 担 金	136,217	△74,768	61,449
16.国 庫 支 出 金		3,551,343	12,651	3,563,994
	1.国 庫 負 担 金	2,321,235	△20,750	2,300,485
	2.国 庫 補 助 金	1,219,389	33,401	1,252,790
19.寄 附 金		2,212,500	83,319	2,295,819
	1.寄 附 金	2,212,500	83,319	2,295,819
20.繰 入 金		2,656,516	△108,494	2,548,022
	1.基 金 繰 入 金	2,630,344	△108,494	2,521,850
23.市 債		4,433,391	73,400	4,506,791
	1.市 債	4,433,391	73,400	4,506,791
歳 入 合 計		30,405,337	25,839	30,431,176

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		6,002,805	148,422	6,151,227
	1. 総 務 管 理 費	5,674,279	154,472	5,828,751
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	106,897	△6,050	100,847
3. 民 生 費		7,617,480	△9,165	7,608,315
	1. 社 会 福 祉 費	4,198,632	△9,165	4,189,467
4. 衛 生 費		2,099,450	△183,671	1,915,779
	1. 保 健 衛 生 費	961,649	△30,750	930,899
	2. 環 境 衛 生 費	1,137,801	△152,921	984,880
7. 商 工 費		2,948,982	△135,946	2,813,036
	1. 商 工 費	2,573,748	△135,946	2,437,802
8. 土 木 費		3,353,295	△29,548	3,323,747
	2. 港 湾 費	314,127	△57,000	257,127
	4. 住 宅 費	280,978	27,452	308,430
10. 教 育 費		2,407,990	235,747	2,643,737
	3. 中 学 校 費	202,239	201,447	403,686
	5. 保 健 体 育 費	774,932	34,300	809,232
歳 出 合 計		30,405,337	25,839	30,431,176

第 2 表 繰越明許費補正
(追加)

款	項	事業名	金額(千円)
総務費	総務管理費	避難所環境整備事業	10,000
衛生費	保健衛生費	水道事業会計出資金	18,000
教育費	中学校費	中学校冷房設備整備事業	201,447

(廃止)

款	項	補正前		補正後		備考
		事業名	金額(千円)	事業名	金額(千円)	
衛生費	環境衛生費	土砂流出防止対策施設整備事業	120,000	土砂流出防止対策施設整備事業	—	当該事業が取り止めとなったため

第 3 表 債務負担行為補正
(追加)

事 項	期 間	限度額（千円）
庁舎及び公共施設等の管理委託等契約	令和7年度	1,623,860
一般廃棄物等処理に係る業務委託契約	令和7年度から 令和9年度まで	856,548
各種予防接種に係るワクチン購入及び接種 委託契約	令和7年度	70,986
ふるさと納税に係る業務委託契約	令和7年度	契約による金額

第4表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後	
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法 利 償 還 の 方 法
総務管理事業債	千円 2,743,700	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	10.0 以内	40年以内 (内据置25 年以内)の元 利均等又は元 金均等償還。	千円 2,743,700	補正前に同じ
社会福祉事業債	9,000	(借 入 先)	(ただし、利 率見直し方式 で借入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	ただし、市財 政の都合によ り据置期間及 び償還期間を 短縮し、もし くは繰上償還 又は低利に借 換えることが できる。	9,000	
環境衛生事業債	54,300	財 政 融 資 資 金			16,500	
保健衛生事業債	73,700	地 方 公 共 団 体			73,700	
農 業 債	29,000	金 融 機 構			29,000	
道路橋梁事業債	790,400	北 海 道			790,400	
港湾事業債	121,900	都 市 職 員 共 済 組 合			87,700	
河川整備事業債	100,000	地 方 職 員 共 済 組 合			100,000	
公園整備事業債	116,700				116,700	
学校教育事業債	58,700	北 海 道 市 町 村 振 興 協 会			204,100	
社会教育事業債	79,800				79,800	
臨時財政対策債	36,191	北 海 道 市 町 村 備 荒 資 金 組 合			36,191	
退職手当債	120,000	そ の 他			120,000	
借 換 債	100,000	銀行等引受資金			100,000	
計	4,433,391				4,506,791	

※今回補正は太字で表示。

議案第 15 号

令和 6 年度網走市国民健康保険特別会計補正予算

令和 6 年度網走市の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額（千円）
国保市町村事務処理標準 システム保守委託契約	令和7年度	1,677
健康診査等各種委託契約	令和7年度	36,519

議案第 16 号

令和 6 年度網走市網走港整備特別会計補正予算

令和 6 年度網走市の網走港整備特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額（千円）
上屋消防設備点検委託契約	令和7年度	150
港湾システム保守点検委託契約	令和7年度	220
船舶給水業務委託契約	令和7年度	100

議案第 17 号

令和 6 年度網走市介護保険特別会計補正予算

令和 6 年度網走市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 84,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,844,249 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

- 第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
4.国 庫 支 出 金		848,473	△21,000	827,473
	1.国 庫 負 担 金	601,588	△16,800	584,788
	2.国 庫 補 助 金	246,885	△4,200	242,685
5.道 支 出 金		503,590	△10,500	493,090
	1.道 負 担 金	466,293	△10,500	455,793
6.支 払 基 金 交 付 金		926,295	△22,680	903,615
	1.支 払 基 金 交 付 金	926,295	△22,680	903,615
8.繰 入 金		765,237	△29,820	735,417
	1.他 会 計 繰 入 金	608,227	△10,500	597,727
	2.基 金 繰 入 金	157,010	△19,320	137,690
歳 入 合 計		3,928,249	△84,000	3,844,249

歳 出		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2.保 険 給 付 費		3,289,028	△84,000	3,205,028
	1.介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	3,121,264	△84,000	3,037,264
歳 出 合 計		3,928,249	△84,000	3,844,249

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額（千円）
要介護認定訪問調査委託契約	令和 7 年度	4,950
ぴったりサービス保守点検契約	令和 7 年度	654

議案第 18 号

令和 6 年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和 6 年度網走市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 22,700 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 707,624 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

- 第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1.後期高齢者医療保険料		484,245	21,000	505,245
	1.後期高齢者医療保険料	484,245	21,000	505,245
2.繰 入 金		170,941	458	171,399
	1.一 般 会 計 繰 入 金	170,441	458	170,899
3.諸 収 入		26,580	1,242	27,822
	2.受 託 事 業 収 入	25,979	1,242	27,221
歳 入 合 計		684,924	22,700	707,624

歳 出		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1.総 務 費		47,980	1,700	49,680
	1.総 務 管 理 費	47,233	1,700	48,933
2.後期高齢者医療広域連合 納 付 金		635,744	21,000	656,744
	1.後期高齢者医療広域連合 納 付 金	635,744	21,000	656,744
歳 出 合 計		684,924	22,700	707,624

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額（千円）
健康診査等各種委託契約	令和7年度	8,808

議案第 19 号

令和 6 年度網走市水道事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度網走市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 予算第 9 条を第 10 条とし、第 5 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道賠償責任保険等加入契約	令和 7 年度	4 8 4 千円
電算処理システム保守契約	令和 7 年度	9 8 2 千円
機器保守契約	令和 7 年度	3 0 8 千円
給水装置審査業務等委託契約	令和 7 年度	9, 1 1 1 千円
土地賃貸借契約 (JR 釧支第 194 号)	令和 7 年度	3 千円

令和 7 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

議案第 20 号

令和 6 年度網走市簡易水道事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度網走市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 予算第 9 条を第 10 条とし、第 5 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道賠償責任保険加入契約	令和 7 年度	5 3 千円
給水装置審査業務等委託契約	令和 7 年度	2 7 9 千円
土地賃貸借契約 (北見広域森林組合)	令和 7 年度	1 1 千円

令和 7 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

議案第 21 号

令和 6 年度網走市下水道事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度網走市下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 令和 6 年度網走市下水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
下水道賠償責任保険加入契約	令和 7 年度	1 8 2 千円
土地賃貸借契約 (JR 釧工務第 349 号 外 1 件)	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	1 8 千円

令和 7 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

議案第 22 号

網走市職員の任免及び服務に関する条例等の一部を改正する条例 制定について

網走市職員の任免及び服務に関する条例等の一部を改正する条例を
次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市職員の任免及び服務に関する条例等の一部を改正する条例

(網走市職員の任免及び服務に関する条例の一部改正)

第 1 条 網走市職員の任免及び服務に関する条例(昭和 28 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第3条の3第3項中「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び次項中「3歳に満たない子」を「並びに前項及び次項中「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、第7条の2第1項中「規則で定める者」を「規則で定める者（第7条の4第1項において、「配偶者等」という。）」に改め、第7条の4を第7条の6とし、第7条の3の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第7条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第7条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第15条中「第7条の4」を「第7条の3及び第7条の6」に改める。

(網走市職員給与条例の一部改正)

第2条 網走市職員給与条例(昭和22年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第6条中「任免服務条例第7条の4」を「任免服務条例第7条の6」に改める。

(網走市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 網走市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(網走市職員の定年引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正)

- 2 網走市職員の定年引上げに伴う関係条例の整理に関する条例(令和4年条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第3条中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改め、附則第6条中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

議案第 23 号

網走市職員旅費支給条例の一部を改正する条例制定について

網走市職員旅費支給条例の一部を改正する条例次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市職員旅費支給条例の一部を改正する条例

網走市職員旅費支給条例（昭和 39 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「勤務場所」を「勤務場所（市長その他任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）が認める場合には、居所その他出張命令権者が認める場所）」に改め、同条第5号の次に次の1号を追加する。

- (6) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第5項において同じ。）を締結したものをいう。

第3条第4項の次に次の1項を追加する。

- 5 第1項、第2項及び第4項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「市長その他任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）」を「出張命令権者」に改め、第5条第1項中「公務の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令」の次に「（前条第3項により変更された出張命令を含む。以下この条において同じ。）」を加え、第7条第1項中「日当及び宿泊料の6種」を「日当、宿泊料及び包括宿泊料の7種」に改め、第14条の次に次の1条を加える。

（包括宿泊料）

第14条の2 包括宿泊料は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊料の定額の合計額を上限とし、その実費を支給する。

第26条を第27条とし、同条の前に次の1条を追加する。

（旅費の返納）

第26条 会計管理者は、出張者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払いを受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させな

ければならない。

- 2 出張者が法律又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、会計管理者は、前項に規定する返納に代えて、その者に対し支払い給与又は旅費から当該旅費に相当する金額を差し引くことが出来る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 24 号

網走市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例制定について

網走市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

網走市職員退職手当支給条例（昭和 60 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業に就いた者」を「安定した職業に就いた者」に改め、附則第6号中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（網走市職員の定年引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正）

- 2 網走市職員の定年引上げに伴う関係条例の整理に関する条例（令和4年条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第4条中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

議案第 25 号

網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

- 第6条第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、第3号中「以下この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条に次の6項を加える。
- 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
 - (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
 - ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
 - 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
 - 4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。
 - ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととする ことができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（連携施設に関する経過措置）

第2条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。